

第 41 回 労働政策審議会雇用環境・均等分科会 議事内容に関するご意見等について

<議題> 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

- デルタ株が広がる中、子どもへの感染と、そのことにより仕事を失うことに不安を抱えている親は多い。小学校休業等対応助成金を再開した旨を広く周知し、助成金が速やかに確実に届くような対応をお願いしたい。
- あわせて、諮問事項ではないものの、小学校休業等対応支援金と、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の再開についても、広い周知と迅速な給付をお願いしたい。
- なお、省令案要綱では、助成金の要件として、小学校等の「臨時休業その他これに準ずる措置を講じたもの」とされているが、「これに準ずる措置」には学級閉鎖や学年閉鎖、オンライン授業、分散登校も含む旨がわかるよう、十分な周知をお願いしたい。
- また、子どもの状態について、「新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること」とあるが、感染をおそれ、親が自主的に休ませる場合もあり、校長が認めた場合は、適用されるようお願いしたい。

- 諮問事項ではないが、小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口と新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金も再開されることになった。これらについても必要としている人たちに確実に届くような周知をお願いしたい。

- コロナ禍の長期化による小学校等の臨時休業等に伴い「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開すること自体に、異論はない。本制度は一定期間、現行の助成金制度と併存することから、厚生労働省は丁寧に周知していくべきである。
- 一方、雇用調整助成金等の特例措置が延長され、本制度を含むコロナ禍の長期化に伴う一連の措置の財源である雇用保険二事業会計の枯渇化が必至な状況であることを踏まえると、本制度の取扱いに関しては、本来、収入確保策と同時に議論する必要がある。
- また、本制度を含むコロナ禍の長期化に伴う一連の措置は、事業主のみが負担する共同連帯の制度である雇用保険二事業の範疇を大きく超え、感染症対策としての性格が極めて強いことから、その財源は本来全て一般会計による国費で負担すべきである。
- なお、雇用保険部会において、来年度以降の雇用保険料率や国庫負担等財政運営に関する議論が開始されているが、コロナ禍の厳しい経済情勢を踏まえ、料率は引上がることがないよう強く要望する。
- 加えて、時限的に本来負担の 1/10 に抑えられている国庫負担は、令和 4 年度以降は少なくとも本則に戻すべきである。

- 両立支援等助成金制度の枠組みにおいて、創設される今回の助成金であるが、雇用保険被保険者に対する助成金は、失業給付の上限を超えない部分については、雇用保険二事業から支出されると承知している。雇用保険二事業は、度重なる雇用調整助成金の特例措置の延長等によ

り、財源が逼迫している。日額上限を超えない分についても、一般会計から繰り入れるなど、雇用保険二事業財源を確保していただくことを検討していただきたい。

- 年度途中での対応となるため、周知を丁寧に行っていただきたい。

- 雇用保険二事業を財源とする助成金は、本来、事業主を支給先とするものであり、この原則は引き続き堅持されるものと理解している。雇用保険二事業の財源は逼迫している。雇用保険二事業を財源に助成金を新設するのであれば、重要性の乏しい事業を見直すなどの議論が必要である。

- 人数制限に妥当性はないだろうから、よい制度だと思う。直接かかわることではないが、労働者にとって望ましいのは「休暇」なのか、時短や雇用場所・時間の選択といった「フレキシブルな就労の選択」なのかは、今後明らかにされるべき（次への政策が考えられるべき）だと感じる。